令和６年４月１日からの改定内容

１ 基本報酬単価の変更

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス種別  | 区分  | 現行  | 改定後（R6.4～）  | 備考  |
| 指定相当訪問型サービスサービス （従前相当）Ａ２   | 週 1 回程度利用  | 1,176 単位  | 1,176 単位  | 改定なし   |
|  （日割）  | 39 単位  | 39 単位  |
| 週 2 回程度利用  | 2,349 単位  | 2,349 単位  |
|  （日割）  | 77 単位  | 77 単位  |
| 週 2 回を超える利用  | 3,727 単位  | 3,727 単位  |
|  （日割）  | 123 単位  | 123 単位  |
| 訪問型サービス（基準緩和）Ａ２ | 週 1 回程度利用  | 941 単位  | 941 単位  |
|  （日割）  | 31 単位  | 31 単位  |
| 週 2 回程度利用  | 1,879 単位  | 1,879 単位  |
|  （日割）  | 62 単位  | 62 単位  |
| 週 2 回を超える利用  | 2,982 単位  | 2,982 単位  |
|  （日割）  | 98 単位  | 98 単位  |
| 指定相当通所型サービス（従前相当） Ａ６  | 週 1 回程度利用  | 1,672 単位  | 1,798 単位  | 改定あり  |
|  （日割）  | 55 単位  | 59 単位  |
| 週 2 回程度利用  | 3,428 単位  | 3,621 単位  |
|  （日割）  | 113 単位  | 119 単位  |
| 介護予防ケアマネジメント ＡＦ  | ケアマネジメントＡ | 438 単位  | 442 単位  |
| ケアマネジメントＢ  | 438 単位  | 442 単位  |
| ケアマネジメントＣ  | 438 単位  | 442 単位  |

２ 加算・減算の変更 （主なもの）

 (1) 指定相当訪問型サービス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 現行  | 改定後（R6.4～）  |   | 備考  |
| －  | 口腔連携強化加算 （1 回につき、1 月 1 回まで）  | 50 単位  | 新設  |
| －  | 高齢者虐待防止措置未実施減算  | 所定単位数の 1/100 減算  | 新設  |
| 同一建物等減算  所定単位数の 90/100  | 同一建物等減算（Ⅰ） （事業所と同一建物の利用者又は 1 月当たりの利用者が同一敷地内等に 20 人以上・49 人までにサービスを行う場合）  | 所定単位数の 90/100  | 変更 |
| 同一建物等減算（Ⅱ） （1 月当たりの利用者が同一敷地内等に 50 人以上にサービスを行う場合）  | 所定単位数の 85/100  | 　新設 |
| 同一建物等減算（Ⅲ） （別に厚生労働大臣が別に定める基準に該当する事業所が同一敷地内建物等にサービスを行う場合（50 人以上居住する建物に居住する利用者は除く））  | 所定単位数の 88/100  | 　新設  |

(２) 指定相当通所型サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現行  |  改定後（R6.4～）  | 備考  |
| －  | 送迎無し減算 　　　　　　　　　47 単位減算（片道につき）  | 新設  |
| 運動機能向上加算 225  | 廃止 （基本報酬へ包括化）  | 廃止  |
| 事業所評価加算 120  | 廃止  | 廃止  |
| 選択的サービス複数実施加算  | 一体的サービス提供加算 　　480 単位  |  |
| (1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480  |
| (2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700  |
| － | 業務継続計画未実施減算　　　　所定単位数の1/100 減算 | 新設 |
| －  | 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算  | 新設  |

（３）介護予防ケアマネジメント

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 現行  | 改定後（R6.4～）  |   | 備考  |
| －  | 高齢者虐待防止措置未実施減算  | 所定単位数の 1/100 減算  | 新設  |

居宅介護支援事業所が市町村の指定を受けて介護予防支援を行う件について

R6.4.1 以降、居宅介護支援事業所が市に介護予防支援事業所の指定申請を行い指定を受けた場合、市からの委託による介護予防支援を行うことが可能となりますが、介護予防ケアマネジメントを行うことはできません。現行同様、包括からの委託により行うことは可能です。

**＊ 改定については国の通知に沿って行います。**

**＊ 詳細は、国の通知・資料をご覧ください。**